

## 役員報酬支給規程

財団法人日本視聴覚教育協会

(目的)

第1条 財団法人日本視聴覚教育協会の役員報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、会長、副会長、常務理事及び常勤の理事をいう。

(報酬)

第3条 役員報酬は、別表のとおりとする。

2. 役員が満60才を超え引き続き役員となる場合、または満60才を超えて役員になった場合の報酬は、前項の別表に定める支給額の2分の1相当額以内を支給するものとする。

ただし、職員から役員になった者の報酬は、満65才に達した年度の3月末日に至るまでの間は、前項の別表に定める支給額とする。

(通勤手当)

第4条 役員には、通勤手当を支給することができる。

(報酬及び通勤手当の支給等)

第5条 役員報酬及び通勤手当の支給等に関する細部事項については、職員給与規程第3条、第4条、第5条及び第20条を準用する。

(補足)

第6条 この規程の運用に関する細部事項については、会長が別に定めることができる。

附 則

1. 平成10年1月1日 施行

(別表)

役 員	報 酬 年 俸	備 考
会 長 副 会 長	11,008,000円	
常 務 理 事	9,976,000円	
常 勤 理 事	9,288,000円	